

ニュージーランド社会保障研究の現在

武内 砂由美

はじめに

- 1 1980年代以前の研究動向
 - 2 1980年代以降の研究動向
- 結びにかえて

はじめに

1890年代のニュージーランドは、婦人参政権の確立(1893)や、労使調停仲裁法(1894)、老齡年金法(1898)の成立など、社会立法上の数々の先駆的な業績で知られている。世紀転換期のニュージーランドにおける実験は、ウェット夫妻などの注目するところとなっただけでなく⁽¹⁾、日本でも早くから紹介がなされてきた。例えば、生江孝之『新らしき國新西蘭と濠州』では、「第一に豊かな資源によって國民の生活が保證されて居るためであり、第二には社會制度、社會立法の完備によって社會貧が存在しないため」に、ニュージーランドを世界の理想郷、楽園であると讃えたほどであった⁽²⁾。

しかし、そのような比類のない歴史にもかかわらず、その後、日本における社会保障の国際比較研究の進展のなかで、ニュージーランドの研究は、体系的な業績の蓄積という点で、いささか立ち

(1) D.A.Hamer ed. *The Webbs in New Zealand 1898: Beatrice Webb's Diary with entries by Sydney Webb*, Plice Milburn for Victoria University Press, 1974, Andre Siegfried, *Democracy in New Zealand*, Victoria University Press Reprint, 1982.

(2) 生江孝之『新らしき國新西蘭と濠州』新生堂、1929年、50頁より引用。また、満川龜太郎『太平洋及び濠州』平凡社、1933年、130頁では、ニュージーランドを「恵まれたる社會主義國」として描写している。同国の初期の社会事業については、生江孝之「濠洲及新西蘭の醫療保護施設に就て」『社会事業』第10巻第4号、1926年、生江孝之「ニューゼランドに於ける社會施設」『東京府社会事業協會報』第28号、1926年、生江孝之「新西蘭小観」『厚生問題』第26巻第7号、1942年をはじめ、『婦女新聞』、『人道』などに多数の寄稿がある。また、社会政策と社会保障政策の統合的な発展については、藤堂欣哉「新西蘭の産業仲裁々判制度」『社会政策時報』第13号、1921年、堀切善次郎「濠州及びニュージーランドに於ける労働事情」『社会政策時報』第24号、1922年などがある。

遅れることとなった。その理由としては、同国が第一次産業中心の酪農畜産国であり、人口規模、人口密度という点でも基本的環境要因が決定的に相違しているため、わが国にとって、その先進的な福祉も、準拠モデルとしての妥当性に欠けるという認識が持たれていたこと、情報の欠如による制約があったことなどが指摘されている⁽³⁾。

現在でも、ニュージーランドの社会保障に関する邦語文献が単行書として出版される例は多いとはいえないが、近年、旬報社の『世界の社会福祉』、東京大学出版会の『先進国の社会保障』シリーズに、オーストラリア・ニュージーランドが加えられたことは、注目に値する。雑誌論文では、『海外社会保障研究』や『季刊社会保障研究』、『週刊社会保障』、各大学の紀要などに掲載される論文もかなりの蓄積を持つに至っている。なお、1992年には、日本ニュージーランド学会が設立された。

本稿は、年金、医療、社会福祉サービスを中心に、日本におけるニュージーランド社会保障研究の動向を概観し、1980年代以降の同国の広義の社会保障に対する関心の高まりやそれが含意しているところについての考察を試みるものである。

1 1980年代以前の研究動向

ニュージーランドでは、早い段階から福祉国家の内実が整えられてきたが、1938年に、アメリカに次いで、世界で二番目に社会保障法が制定された。社会保障法は、その序文において、「老齢、疾病、寡婦、孤児、失業、或いはその他の特殊な事態によって発生する能力の喪失からニュージーランド国民を保護するために計画された年金および諸手当の支給、治療を必要とする人々に対する医療サービス体制の提供、さらに、社会の健康および全般的福祉の維持・増進に必要な諸手当の提供」を掲げ、所得保障および医療保障を規定したものである。

社会保障法により規定された所得保障は、既存の諸給付（老齢年金、遺族年金、廃疾年金、盲人年金、鉱夫年金、戦争犠牲者年金、家族手当）に、普遍的年金給付、疾病給付、失業給付、緊急給付の現金給付を新たに導入して、単一の制度に統合したものであったが、ここで初めて、普遍的な保健医療給付が制度化された。ニュージーランドの社会保障法は、その総合性において、当時としては画期的な立法であり、同法によって確立された包括的社会保障制度は、イギリスのベヴァリッジ・プランのモデルとなっただけでなく、ILOの社会保障概念の内実化にも大きな影響を与えた。

日本においても、1940年代末には、主としてILOの資料に依拠しながら、ニュージーランドの社会保障制度の概要が紹介され始めた。『社会保険時報』などに掲載された初期の論文からも読みとれるように、その社会保障においては、「歴史的な発展過程を見ても、またその実績に徴しても、…金銭給付面が第一義的のものであり、医療・現物給付面はセカンダリー（第二義的）」⁽⁴⁾であった。

(3) 藤井浩司「ニュージーランド福祉国家の形成(1) 福祉政策の展開と政党政治のインパクト」『東北福祉大学紀要』第12号、1987年。

(4) 内野仙一郎「ニュージーランドの国民年金 現地調査報告」『社会保険時報』第31巻第10・11・12号、1957年。

(1) 年金

所得保障のなかでも、とくに年金の占める比重が大きいことから、年金制度は、ニュージーランドの社会保障研究のなかで、つねに大きなテーマとされてきた。年金制度を中心に、1960-70年代の同国の社会保障制度を主題とした研究（平田1964, 1965, 平石1965, 1976など）において示されたように、同国の公的年金制度は、1898年老齢年金法により導入された無拠出制の老齢年金を端緒としている。

老齢年金の導入に際しては、租税負担の増大が懸念され、社会を墮落させるなどの反対意見も多くみられたため、老齢年金の受給資格要件は、25年間の居住要件を満たす65歳以上の高齢者（女性は60歳）とされた。しかも、犯罪歴のある者、配偶者、子供を遺棄した者、真面目な立派な生活を送ってこなかった者、アジア人などは対象外とされた。老齢年金の受給には、ミーンズテストが課され、資産と所得に応じ、減額も行われた。当初、住宅保有者には受給資格が与えられなかったこともあり、1904年の老齢年金の受給者数は、65歳以上の高齢者人口の35%に過ぎなかった。従って、老齢年金の重要性は制度そのものにあるというよりも、「救貧や慈善というものによらず、過去の労働に対する賃金として生活の資を与えることは、国家の義務」⁽⁵⁾との認識がなされたことにあると理解されている。

社会保障法制定後、老齢年金は、老齢給付（Age Benefit）に引き継がれ、資力調査を前提に支給される非課税給付として位置づけられた。1940年には、普遍的年金給付（Universal Superannuation）が導入され、年金制度は、老齢給付と普遍的年金給付が併用される方式とされた。普遍的年金給付は、課税対象とされるかわり、年齢（65歳）と居住要件（20年間）のみを受給資格要件として支給されるもので、当初、その支給額は、老齢給付の七分の一以下と低額に設定されていた。しかし、老齢給付と等価にすべきとの要望に応じて、普遍的年金給付の支給額は徐々に引き上げられ、1960年に、両給付の支給額は同額とされた。

(2) 医療

1940-70年代初頭までの間は、年金政策が比較的安定した時期と考えられるのと反対に、同時期のニュージーランドの医療保障に問題点が多いという見解は、いくつかの論文（内野1948, 1955, 山崎1977, イーストン1986）に共通して認められる。

社会保障法では、イギリスの人頭払いをモデルとして、無料の普遍的医療制度の確立が意図されていた。しかし、開業医の診療に患者から料金を徴収しないという計画は、医師会の反対により挫折し、1941年に出来高払い制が導入された。病院サービスにおいては、病院委員会（Hospital Boards）によって供給される公立病院と、私立病院という公私の医療サービスの並存する混合方式が採用された。1958年には公立病院における治療費が完全に無料化されたが、私立病院では、患者から保健医療給付と治療費との差額が徴収されることになった。その結果、救急医療を除く公立

(5) Social Security Department, *The Growth and Development of Social Security in New Zealand*, 1950. [邦訳：ニュージーランド社会保障局『ニュージーランドにおける社会保障の生成と発展（1898年から1949年までのニュージーランド社会保障の概観）』厚生省大臣官房総務課訳，1954年，序文より引用。]

病院サービスでは、待機リストの問題が発生し、病床不足が深刻化した。また、私立病院における医療サービスでは、保健医療給付が据え置かれたため、患者による治療費の自己負担が次第に増加し、1960年代には、民間医療保険への加入者数も急増した。

（3）1960-70年代の社会保障

ニュージーランドでは、1960年代後半から70年代前半に、医療保障における公的医療サービスの比重の低下に加えて、社会保障法に規定された各種給付の給付水準の相対的な低下が問題化した。所得保障の制度的な拡充とともに、所得制限の緩和や給付水準の引き上げが行われたにもかかわらず、1951年に導入された補足給付を申請する受給者が増加し、給付の実質的な価値が問われるようになったのである。また、1960年代後半には、主力産品である羊毛の価格が暴落し、経済が停滞を始めた。こうした社会的・経済的な環境の変化を反映して、王立委員会などの第三者機関による社会保障の再検討が行われた。

1964年に社会保障法が全面的に改正されたのに続いて、1966年には、労働者補償給付に関する王立委員会（ウッドハウス委員会）が設置された。同委員会の勧告を受け、1972年に制定された事故補償法については、名古屋不法行為研究会による翻訳がある。1970年代の事故補償の動向を主題とする論文（鈴木1975、奥山1975、飯塚1976、1978、伊藤1979など）によって示されているように、事故補償法は、ウッドハウス委員会の示した5原則（社会的責任、包括的な受給資格、完全なりハビリテーション、実質的補償、運用上の効率）に基づいて、損害賠償請求訴訟を禁じるかわり、独立の行政機関である事故補償委員会（1980年に事故補償公団に改組）が、事故発生時における加害者の過失、あるいは、被害者の無過失を要件とせず、また、発生事由が業務上のものであるか否かを問わず、旅行者などの滞在者を含むすべての事故被害者に公的補償を行うことを定めたものである。事故補償法は、労働者災害補償で導入されていた所得比例の給付原則をすべての事故被害者に拡張し、24時間補償を実施するなどの特徴によって、老齢年金法、社会保障法と並んで、ニュージーランド社会保障の礎と位置づけられる重要な立法となった。

また、1969年に設置された王立社会保障委員会（マッカーシー委員会）は、社会福祉制度の目的は、「第一に、万人の生活と健康の持続を可能ならしめること、第二に、身体的あるいは他の傷害によって生じる制限に対し、万人が社会で人並みの生活水準を享受し、その社会に参加し、帰属しているという意識が持てるよう保障すること、第三に、所得保障だけでは不十分な場合（例えば、身体障害者など）、可能な限り他の手段を用いて、生活の質を向上させること」⁽⁶⁾であると総括した。同委員会はまた、給付水準の改善の必要性を指摘し、既婚者世帯の給付率は、建設労働者の税引後賃金の80%、単身者の給付率は既婚者世帯の給付率の60%が妥当であると定義づけ、その後の社会保障、社会福祉行政に大きな影響を及ぼした。1973年にはまた、同委員会の勧告により、家事専従手当、住宅給付が導入された。

1973年は、石油危機や旧宗主国イギリスのEEC加入によって、ニュージーランド経済が大きな打撃を受けた年であり、経済情勢の悪化にともない、社会保障の後退現象も次第に目立つようになっ

(6) Royal Commission on Social Security, *Social Security in New Zealand*, 1972, p.65.

ていった。しかし、1977年には、普遍的年金給付と老齢給付を一本化した、国民年金（National Superannuation）が導入された。国民年金は、年齢（60歳）と居住要件（10年間）によって受給資格要件を定め、一般租税から調達した財源より、一律給付を支給するものであったが、他の社会保障給付よりも高い給付率（税引後の平均賃金の80%、単身者は48%）の設定と実質賃金に連動した給付水準の改正などにより、きわめてシンプルで寛大な年金を実現した。その他にも、社会福祉の拡充などがみられたことから、1970年代を「ニュージーランドにおける社会政策のルネッサンス」⁽⁷⁾とする見解もある。

日本の研究においても、1970年代頃までは、ニュージーランドの社会保障を高く評価する立場が基調であり、社会保障制度の成立過程や成立要因に目を向けた研究成果（内野1958、山上1980など）もみられた。しかし、代表的な文献の翻訳を除けば、総じて、所得保障の制度的な紹介に重点を置いた内容のものが多く、「わが国のニュージーランド研究は政府年報の翻訳や、社会福祉省年次報告書の紹介の域をほとんど出していない」⁽⁸⁾と評価されるのもやむを得ない部分があったことは否定できない。ただし、このような傾向は、所得保障を中心とする同国の社会保障制度の特徴が反映された結果であり、資料の入手が困難だった時代においては、頻りに繰り返される制度改革の動きを伝える意味でも、それなりの役割を果たしてきたものと思われる。

2 1980年代以降の研究動向

1984年の第4次労働党政権の登場は、ニュージーランドの社会保障にも大きな変化をもたらすことになった。第4次労働党政権は、シンクビッグ計画による工業開発の失敗も重なり、失業率の上昇、インフレ昂進、累積債務のトリレンマに陥ったニュージーランド経済を市場主導型に変えるべく、従来のケインズ主義的な政策アプローチを拒絶し、一連の改革を開始した。"ロジャー・ノミックス"と呼ばれた改革の哲学とは、端的には、マーケット・リベラリズムであり、金融規制の緩和、各種の補助金制度の廃止、国営企業の売却・民営化、税制改革による累進所得税率の引き下げなどが実施された。第4次労働党政権の第1期目の改革においては、「経済政策と社会政策とは厳密に分離して考えられ、前者に重きが置かれた」⁽⁹⁾と考えられている。しかし、社会政策の改革に消極的だった労働党政権の下でも、社会保障給付の選別主義の強化、医療、社会福祉サービスにおける公的責任の後退などが認められるようになった。また、1986年には、王立社会政策委員会が設置され、ニュージーランドにおける社会政策の再検討が行われた。

1990年の国民党への政権交代後は、"安全ネット"の原則のもとに、家族給付の廃止、各種現金給付の最大25%の切り下げが実施され、受給資格要件の厳格化、受益者負担の導入もしくは拡大などの福祉切り捨て政策がより鮮明となった。このような変化を受けて、1980年代以降は、日本でも、

(7) Brian Easton, *Economic Rationalism and the Welfare State*, in: *British Review of New Zealand Studies*, No.7, 1994.

(8) 大友信勝「ニュージーランドの社会福祉」『総合社会福祉研究』第4号、1992年。

(9) Pat Shannon, *Social Policy*, Oxford University Press, 1991, p.6.

個別の社会福祉政策の動向や福祉国家の後退を主題とする研究が増加している。

(1) 年金

1980年代以降の所得保障，年金制度の動向については，平石1984，片岡1988，村上1991，1994，下野1996，太谷1996，1998，小松1998，武田1999などに詳細な分析がある。1984年には，年金歳出の抑制をはかる目的で，国民年金に対する上乘せ税（surcharge）が導入された。年金の名称自体も，1990年に国民年金から引退後の保証収入（Guaranteed Retirement Income:GRI）に変更され，1992年には国民年金へと再変更された。1992年にはまた，国民年金給付額の一年間の凍結と受給資格年齢の改正が行われ，受給資格年齢を段階的に引き上げ，2001年に65歳とすることが決定された。

1997年には，従来の公的年金制度を廃止し，年収5000ドル以上の国民に，自ら選択した登録貯蓄基金への貯蓄と資産運用の委託を義務づける内容の新年金計画案が提案された。しかし，1997年9月4日に国民投票が行われ，圧倒的多数をもって，年金の強制的退職貯金制度化案は否決された。この国民投票の結果は，公的年金制度に無拠出制で一律給付という伝統的な特徴の存続を求める国民の意見を反映したものと考えられるが，公的年金の将来的な方向性については，高齢者人口の増加にともない，私的年金制度や社会保険の導入を含めた議論が続くのは必至とみられる。

(2) 事故補償

1980年代以降の事故補償制度の補償の範囲や費用の抑制などをめぐる再検討の過程についても，多数の論文（松本・手嶋1990，浅井1989，1991，1993，1997，大場1994，浅野1996，千手1998，佐野2000など）が存在し，詳細な分析を加えている。

事故保障制度は，「就労者救済」，「自動車事故救済」，非就労者の自動車事故以外の補償を行う「補足」の三つの救済スキームに区分され，それぞれ対象別に補償基金が設置されていた。就労者補償基金の財源は使用者および自営業者の賦課金，自動車事故補償基金の財源は自動車保有者の賦課金，そして，補足補償基金の財源は一般租税に求められていたが，1982年の事故補償法の改正により，これらの補償基金は整理統合され，基金の運営方式も積立方式から当該年度の総支出を根拠として次年度の賦課金を決定するペイ・アズ・ユー・ゴー・システムに変更された。1992年の改正では，運営主体を事故補償公団から事故リハビリテーション補償保険公社に改称したのと同時に，非経済的損失に対する一括補償制度の廃止，補償範囲の限定，補償水準の引き下げ，次年度以降の就労者からの賦課金の徴収などが決定された。さらに，1998年には，運営主体を事故補償公団にふたたび改称し，労災事故に限り，民間保険会社の参入を認めるなどの改正が行われた。なお，最新の情報は，ACC（Accident Compensation Corporation）サイト（<http://www.acc.org.nz/>）から入手できる。

(3) 医療

1980年代以降の医療政策の動向についても，調査報告書や論文など（健康保険組合連合会1984，玉野井1989，西村1995，藤澤2000など）がいくつかみられる。

病院サービスについて変革の過程を追ってみると、地域保健委員会法（1983）により、1983-89年の間に、全国27カ所に設置されていた病院委員会と、公衆衛生を統括していた保健省の地域保健医療部局とを統合して、全国14カ所の地域保健委員会（Area Health Boards）が創設された。1989年には、保健医療憲章が制定されるとともに、地域保健委員会法により導入された人頭割資源配分方式の見直しが実施された。

1991年には、イギリス、オランダをモデルとして、市場原理の導入を主眼とする保健医療改革の検討が開始された。1993年より実施された改革では、地域保健委員会の果たしていた機能は、購入と供給の分離を図る目的で分割され、地域保健委員会により維持されていた大型の公立病院の多くは、全国で23の認可医療機関（Crown Health Enterprises）、コミュニティ・トラストなどへ再編された。同時に、全国4カ所の広域保健機関（Regional Health Authorities）が新設され、政府から予算を受け、最適な医療サービスを最適な価格で提供できる医療機関（認可医療機関や一般開業医、私立病院など）と医療サービスの購入契約を締結することとなった。これらの機構改革は、医療の準マーケットをつくりだし、独立採算の認可医療機関と私立病院間の競争を促進する狙いで実施されたものであったが、期待されたほど医療費抑制効果はあがらなかった。また、待機リストの問題が解消されないどころか、補助金の抑制、削減による一部の病院の閉鎖などの問題が浮上し、全般的な医療の質の低下が懸念されるに及んで、医療改革は総選挙の争点の一つとなった。1997年に、認可医療機関は病院・医療サービス（Hospital and Health Services）、1998年に広域保健機関は保健財政機関（Health Funding Authorities）にそれぞれ改編され、2001年には、病院・医療サービスと保健財政機関の機能を継承するとともに、障害者サービスを統括する地区保健委員会（District Health Boards）が全国21カ所に設立された。

保健医療改革は現在も続行されているが、この間に、私立病院床数の大幅な伸びがみられたのに対し、公的医療が後退したことは明らかであり、2001年現在、病院は444施設（公立病院84、私立病院360）、病院病床数23,741床（公立病院12,364床、私立病院11,377床）となっている。また、最新の情報は、ニュージーランド保健省サイト（<http://www.moh.govt.nz/>）から入手できる。

（4）社会福祉サービス

初期の社会事業に関する見聞などを除けば、日本において、ニュージーランドの社会福祉サービスを主題とする研究はほぼ皆無であったと思われるが、1980年代を境に、児童福祉（小松1983、1988、1991など）や高齢者福祉（佐藤1988、1998、成清1994、木下1999、松岡2001など）、障害者福祉（浅井1992、八巻2001など）を扱った論文も増加し、次第に研究関心の広がりがみられるようになってきた。

ニュージーランドでは、所得保障と医療保障によって支えられる社会保障制度を、戦争犠牲者支援、社会福祉サービスなどの諸制度が補完して、広義の社会福祉の枠組みがかたちづくられており、中央政府が社会福祉の行財政全般に責任を負っているのに対し、地方政府の役割は限定的で、社会福祉サービスの実施にあたっては、民間非営利団体の果たす役割が大きいことが特徴とされている。国際社会福祉協議会加盟の全国団体には、ニュージーランド社会福祉団体連合会、ニュージーランド社会福祉協議会、ニュージーランドキリスト教社会サービス協議会の三団体があり、日本の研究

においても、主要な社会福祉団体のうち、バーナードなどの児童福祉団体、エイジ・コンサーン、グレイパワー、PSS（プレズビテリアン・サポート・サービス）などの高齢者福祉団体、CCS、IHCなどの障害者福祉団体の活動内容が紹介されている。

(5) ニュージーランド内外の研究動向

1980年代以降の改革と社会保障・社会福祉の後退は、日本におけるニュージーランド研究だけでなく、ニュージーランド内外の研究にも変化を生じさせることとなった。ニュージーランドは、現在でも総人口が400万人に満たない小さな国であり、研究者も少ないうえに、市場ベースでの出版物の発行が困難だったという事情もあって、社会保障・社会福祉関連の研究は、必ずしも盛んとはいえなかった。しかし、1980年代前後から、与件としての人口や家族構造、雇用・労働市場を視野に入れた実証的な研究の増加が認められるようになった。とくに社会福祉サービスに関する文献が増加していることは、福祉多元主義の影響によって、研究の範囲が、国家福祉から福祉社会へと広がりがつつあることの現れとみることもできる。

また、ニュージーランドの社会保障制度は、社会的あるいは政治的理論に基づいて設計されたものというより、むしろ、地域のニードに対応しつつプラグマティックに発展してきた側面の強いことが指摘されており⁽¹⁰⁾、理論構築的な社会保障研究とはほど遠いところで社会保障の発展がみられてきたが、比較福祉国家研究の展開に対応して、新政治経済学的な視角から研究の対象とされることも多くなってきた。

キャッスルズの『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』⁽¹¹⁾では、両国における福祉国家発展のダイナミズムが注目された。また、同書において、両国は、北欧モデル（構造型）や西欧モデル（制度型）と対比して、雇用水準や労働市場を通じた一次的所得分配の改善を追求する「賃金稼得者の福祉国家」ととらえられ、その狭義の特色は、残余的であると同時にナショナル・ミニマムの考え方を含み、選別主義が基調とされる点にあるとされている。

日本の研究でも、たびたび言及されてきたように、ニュージーランドの社会保障制度の特徴の一つは、所得保障の諸給付の給付原則として、普遍主義と選別主義の併存する方式が採用されていることである。各種給付の給付水準は概して高水準に設定され、定額給付が支給される反面、ほとんどの給付には、支給の前提条件として、資力・資産調査が要求される。受給資格要件として居住期間が求められるものも多いが、必要に応じ、全居住者に給付を支給するのが基本原則である。第二の特徴としては、負担能力のある者が負担し、必要に応じて給付を受給すべきとの基本原理から、社会保障財源を累進所得税方式による拠出に求めていることがある。一般租税収入から、選別主義を基調とした給付原則にもとづき、拠出と無関係に一律給付を支給するという方式は、いわゆる社

(10) Royal Commission on Social Security, *Social Security in New Zealand*, 1972, p.54.

(11) Castles, F.G. *The Working Class and Welfare: Reflection on the Political Development of the Welfare State in Australia and New Zealand, 1890-1980*, Allen and Unwin, 1985. (邦訳：フランシス・G・キャッスルズ著，岩本敏夫・埋橋孝文・北明美・玉井金吾・服部良子訳『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』哲文社，1991年)

会保険でも公的扶助でもない独特のものであり、現在もその基本的な枠組みは維持されている。キヤッスルズは、こうした特徴と関連して、最低賃金が生計費の変動をもとに調整されてきたことや、労使関係において、アワード、強制仲裁制度などの特別な社会政策手段が発達したことを説明している。

デビッドソンは、ニュージーランド・モデルの特徴を、高い賃金水準と所得の水平的な分布という独特の条件が完全雇用政策と結びつき、賃金稼得者に普遍的な処遇をもたらしたこと、著しく分配的な累進所得税制度が選別的な給付と結びつき、所得政策の平等化を推進すること、賃金制度の枠外にある者は寛大な給付によって保護され、その給付は選別主義的な基盤に立って支給されること、に整理している⁽¹²⁾。

トムソンの研究⁽¹³⁾では、1920-1945年の間に出生した福祉世代のコーホート分析を通じて、世代間の移転に関する議論が提起された。福祉世代は、生涯を通じて、教育や雇用、保健医療、社会保障・福祉、住宅など指標と考えられる全ての領域において、その後の世代よりも多くの援助を受けてきた。しかし、福祉世代が福祉国家歳出のごく一部を負担したに過ぎなかったのに対し、後の世代には逆が真なりであって、現在では世代間の所得再分配に大きな不公平が生じていることが指摘されている。

これまで、日本における研究の発展を妨げてきた一因として、情報入手の困難さが指摘されてきたが、インターネットの普及により、ニュージーランド政府サイト(<http://www.govt.nz/>)を通じ、社会開発省(<http://www.dsw.govt.nz/>)の情報にも容易にアクセスできるようになった。また、1993年に創刊された学術雑誌であるSocial Policy Journal of New Zealandが同省から年二回発行されており、政策動向を知るうえでも有益であると思われる。

結びにかえて

日本におけるニュージーランド研究の動向をみるうえでも、比較福祉国家研究の潮流をふまえた研究の展開(佐々木1992, 藤井1997など)が新たな特徴として定着しつつあるように思われる。不十分な文献調査から結論づけられることではないが、その研究課題のひとつは、ニュージーランド福祉国家の独自性とはどのようなものであり、いかにそうした福祉国家を実現したのか、福祉国家の生成過程における特殊性と普遍性を改めて明確にすることで、福祉国家の本質を浮き彫りにしようとするものであるように思われる。また、1980年代後半以降の福祉国家再編のなかで、社会保障施策がもたらした政策効果を明らかにするとともに、福祉国家再構築の展望を探ることも、重要な研究課題であると考えられる。

近年のニュージーランドに対する日本の関心の高まりは、社会改革の実験室から、マーケット・

(12) Alexander Davidson, *Two Models of Welfare: The Origins and Development of the Welfare State in Sweden and New Zealand, 1888-1988*, Acta Universitatis Upsaliensis, 1989, p.249.

(13) David Thomson *Selfish Generations?: The Ageing of New Zealand's Welfare State*, Bridget Williams Books, 1993.

リベラリズムの実験室への劇的な変貌によってもたらされたところも多いと思われ、近年の改革に対しては、行政改革の模範とする評価と反面教師としてとらえる評価とに二分されている。改革に対する評価が分かれている背景には、一連の改革を通じ、経済パフォーマンスの向上が実現された一方で、貧困の増大、不平等や所得格差の拡大が新たな課題として認識されるようになったことがある。すでに1980年代には、貧困率の上昇によって、中流階級が多く、富裕層や貧困層の少ないラグビーボール型の伝統的な社会構造がもはや過去のものとなったことが指摘されており、1990年に国民党の着手した福祉改革に対しては、民間非営利団体などから、懸念や批判が相次いで表明された⁽¹⁴⁾。1999年11月の総選挙で、労働党主導の連立政権が誕生した後の評価は時期尚早であるものの、これまでのところ、ニュージーランド福祉国家の後退は、隣国オーストラリアとの比較においても明白であるというのがほぼ一致した見解となっている。

王立社会政策委員会が実施した調査⁽¹⁵⁾では、一般租税収入から、失業者、高齢者、障害者、扶養児童を擁する家族などに援助を行うべきかどうかを尋ねた設問に対して、性別、年齢、人種、職業、居住地域を問わず、おおむね高い支持率がみられた。例えば、失業者に対する援助に賛成する意見は92%であり、王立社会政策委員会の受領した約6000通の意見具申には、社会サービスに対する歳出の削減より、課税の強化を望む意見も多かったとされる。しかし、そのような世論とはべつに、今後のニュージーランド福祉国家の展望については厳しい見方が示されている。

例えば、キャッスルズは、「賃金稼得者の福祉国家」として描写した伝統的な特徴が、失業率の低さ、賃金格差の少なさ、若年者中心の人口構成などの異例の好条件の上に成立していたことを指摘し、所得保障において、大きな再分配効果をもつ普遍的給付の比重の低いオーストラリア、ニュージーランドでは、経済的状況の悪化や人口の高齢化とともに、賃金稼得者とそれ以外の階層との格差が拡大するおそれがあることを理由に、消極的な福祉国家であり続けるとの展望を示している。その他に、フェミニズムの立場からの批判も含めて、ニュージーランド福祉国家に残された課題は多いが、比較福祉国家研究を深めるうえで、その事例の比較分析を通して学び得ることは少なくないと考えられる。

（たけうち・さゆみ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

主要文献リスト

- 内野仙一郎「ニュージーランド社会保障の現況素描」『社会保険時報』第21巻第11・12号、1947年。
 内野仙一郎『各国の社会保障設計』社会保険法規研究会、1948年。
 内野仙一郎「社会保障の発祥地ニュージーランド」『生命保険文化研究所所報』第三号、1956年。
 厚生省人口問題研究所『ニュージーランド社会保障制度』厚生省人口問題研究所研究資料第69号、1951年。
 平田富太郎編著『今日の社会保障』有信堂、1957年。
 平田富太郎「ニュージーランドの社会保障制度に関する一研究 年金制度を中心として」『早稲田政治経済学雑誌』第186号、1964年。
 平田富太郎「ニュージーランドの社会保障 主として年金制度について」『季刊社会保障研究』Vol.1

(14) New Zealand Christian Social Services, *Windows on Poverty: A Report of the Council of Christian Social Services*, 1992など。

(15) Royal Commission on Social Policy, *April Report*, Vol.I, 1988, pp.397-700.

- No.3, 1965年。
- 平石長久「外国の社会保障 ニュージーランド」『共済新報』1965年7月号。
- 平石長久・保坂哲哉・上村政彦『欧米の社会保障制度』東洋経済新報社, 1976年。
- 仁科保「ニュージーランドの社会保障」足立正樹・檜原朗編『各国の社会保障 歴史・現状・将来』所収, 法律文化社, 1983年。
- 日本労働協会編『ニュージーランドの労働事情 その歴史と現状』日本労働協会, 1983年。
- 内野仙一郎「新西蘭の国会討論(1)-(6) 1938年の社会保障法案」『社会保険時報』第32巻第4・5号, 1958年から第33巻第4・5・6号, 1959年。
- 山上賢一「ニュージーランドの社会保障制度発達史(一)~(八・完)」『産大法学』第3巻第2号, 1969年から第10巻第4号, 1977年。
- 山上賢一『ニュージーランド社会保障制度の研究』社会保障研究会, 1980年。
- 内野仙一郎「ニュージーランド社会保障医療の特色(上・中・下編)」『社会保険時報』第22巻第4号, 第22巻第7号, 第22巻第8号, 1948年。
- 内野仙一郎「ニュージーランドの国民医療(上)・(下) 一般医療の診療報酬支払方式を中心に」『社会保険時報』第29巻第7・8号, 第29巻第9・10号, 1955年。
- 山崎泰彦「ニュージーランドの医療保障」『国際社会保障研究』No.21, 1977年。
- Brian Easton, *Social Policy and the Welfare State in New Zealand*, George Allen&Unwin, 1980。(邦訳: プライアン・イーストン著, 唯是康彦, 四郎丸文枝共訳『ニュージーランドの社会保障』ニュージーランド調査委員会, 1986年。
- 名古屋不法行為研究会訳「ニュージーランド事故補償法」『名古屋大学法政論集』第79号から第80号, 1979年。
- 鈴木義男「ニュー・ジールランド及びオーストラリアにおける災害補償制度の新動向」『法律のひろば』第28巻第6号, 1975年。
- 奥山誠「ニュージーランドにおける新しい事故保障法について」『オーストラリア研究紀要』別冊第1号, 1975年。
- 飯塚和之「ニュー・ジールランドにおける事故補償法と自動車事故」『ジュリスト』No.609, 1976年。
- 飯塚和之「ニュージーランドにおける事故補償 1972年事故補償法の経験」『小樽商科大学商学討究』第29巻第2号, 1978年。
- 伊藤高義「ニュージーランド事故補償法運用上の問題点」『ジュリスト』No.691, 1979年。
- 松本恒雄・手嶋豊「ニュージーランド事故補償法の将来 リチャード・S・ミラー教授の見解を中心に」『広島法学』第13巻第4号, 1990年。
- 浅井尚子「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」加藤雅信編『損害賠償から社会保障へ』所収, 三省堂, 1989年。
- 浅井尚子「ニュージーランド事故補償法 その運用実態と改革の方向」『私法』第53号, 1991年。
- 浅井尚子「ニュージーランド事故補償法の改革と生計維持システムの統合」『家族・労働・福祉 桑原洋子教授還暦記念文集』所収, 永田文昌堂, 1991年。
- 浅井尚子「『1992年事故のリハビリテーションおよび補償に関する保険法』の制定 ニュージーランド事故補償制度の変容」『日本社会保障法学会誌』第8号, 1993年。
- 浅井尚子「ニュージーランド事故補償制度: 1992年立法の検討(一)」『富大経済論集』第43巻第1号, 1997年。
- 浅井尚子訳「ニュージーランド『事故のリハビリテーションと補償に関する保険法』」『国際商事法務』Vol.25No.11, 1997年からVol.26No.3, 1998年。
- 大場敏彦「ニュージーランドにおける労働者災害補償」『法学志林』第92巻第1号, 1994年。
- 浅野有紀「ニュージーランド事故補償法の二十年 G・パーマー論文の検討」『金沢法学』第38巻第1・2号, 1996年。
- 千手正治「ニュージーランド事故補償制度 犯罪被害者補償の視点から」『中央大学大学院研究年報』第28号, 1998年。
- 佐野誠「ニュージーランドにおける事故補償制度の最近の動向」『交通法研究』第28号, 2000年。
- 平石長久「ニュー・ジールランドの社会保障 とくに所得保障を中心に」『季刊社会保障研究』Vol.19

No.4, 1984年

- 片岡直「ニュージーランドの社会保障 所得保障を中心として」『海外社会保障情報』No.82, 1988年。
- 村上清「ニュージーランドの年金制度」『週刊社会保障』No.1630, 1991年。
- 村上清「オセアニアの所得保障」『日本労働研究雑誌』No.410, 1994年。
- 下野恵子「公的年金と個人年金の役割 オーストラリア, ニュージーランドのsuperannuationの研究」『オイコノミカ』第33巻第1号, 1996年。
- 太谷亜由美「ニュージーランドの公的年金」『日本年金学会誌』第16号, 1996年。
- 太谷亜由美「ニュージーランドの公的年金改革」『季刊年金と雇用』第17巻3号, 1998年。
- 小松隆二「ニュージーランドにおける年金改革と国民投票 老齡年金法100周年・社会保障法60周年を迎えて」『海外社会保障情報』No.124, 1998年。
- 武田真理子「ニュージーランドの年金改革と高齡者生活」『海外社会保障研究』No.126, 1999年。
- 健康保険組合連合会『オーストラリア・ニュージーランドの医療保障制度の現状と動向 第7回外国医療問題研究調査団報告』1984年。
- 玉野井真介「オーストラリア・ニュージーランドの医療保険制度」『生命保険経営』第57巻第5号, 1989年。
- 西村万里子「ニュージーランドにおける保健医療改革と競争原理の導入について 市場および政府の失敗に対するQuasi-Marketsの形成」『海外社会保障情報』No.112, 1995年。
- 藤澤由和「健康目標設定政策とヘルスセクター改革 ニュージーランドにおける初期ヘルス・ゴール&ターゲット設定の試み」『保健医療社会学論集』第11号, 2000年。
- 飯田貞雄『オーストラリア・ニュージーランドの障害児教育と福祉』学苑社, 1983年。
- 小松隆二『理想郷の子供たち ニュージーランドの児童福祉』論創社, 1983年。
- 小松隆二「ニュージーランドの社会福祉 最近の動向の教えるもの」『海外社会保障情報』No.82, 1988年。
- 小松隆二「ニュージーランドの家族と福祉政策 激変する 理想国 の児童・家族福祉」『季刊社会保障研究』Vol.27 No.2, 1991年。
- 小松隆二『ニュージーランド社会誌 理想郷の過去・現在・未来』論創社, 1996年。
- 佐藤進「ニュージーランドの福祉行政と高齡者の社会福祉 在宅と施設福祉の実態に基づいて」『海外社会保障情報』No.82, 1988年。
- 佐藤進「世界の高齡者問題 保健医療と福祉介護の一体化制度政策の現状 ニュージーランド その1・その2」『総合社会保障』1998年5-6月号。
- ソーシャル・モニタリング・グループ著, 片岡直訳「ニュージーランド人の"出生から死に至るまで"(一)~(三)」『福岡大学法学論叢』第33巻第2・3・4号, 1989年より第35巻第1・2・3号, 1990年。
- R. A. パーカー・F. M. コーヘイ・M. W. ガスリー編, 片岡直訳「高齡化するニュージーランド人(一)~(三) 1982年の世界高齡会議へ提出されたレポート」『福岡大学法学論叢』第37巻第2・3・4号, 1993年より第38巻第2・3・4号, 1994年。
- 成清美治「ニュージーランドの社会福祉事情 高齡者福祉サービスの実態を見るなかで」『総合社会福祉研究』第7号, 1994年。
- 木下康仁「行財政改革が高齡者サービスに及ぼす『痛み』に関する研究~ニュージーランドの実態調査~」『豊かな高齡社会の探究』Vol.7, ユニバーサル財団調査研究報告書, 1999年。
- 松岡博幸「ニュージーランドの政府間関係と高齡者政策」『福井工業大学研究紀要』第31号, 2001年。
- 浅井尚子「ニュージーランドにおける『1975年障害者のコミュニティ福祉法』」『週刊社会保障』No.1685, 1992年。
- 八巻正治「インクルーシヴ社会形成要因に関する考察」『梅花女子大学文学部紀要』第33巻, 1999年。
- 八巻正治『アオテアロア/ニュージーランドの福祉 インクルージョンのまなざし』学苑社, 2001年。
- 山内亮史「ニュージーランドにおける社会変動と福祉政策の展開 オイルショック以後の制度と運動を中心として その1」『旭川大学紀要』第27号, 1988年。
- 佐々木弘「ニュージーランドにおける福祉国家の生成過程」『国民経済雑誌』第165巻第4号, 1992年。
- 佐々木弘「ニュージーランドにおける福祉国家の形成 1938年社会保障法の基本構造と意義について」『海外社会保障情報』No.101, 1992年。
- 藤井浩司「ニュージーランドにおける社会福祉政策過程のフレームワーク」『東北福祉大学紀要』第15号

1990年。

榎原朗「ニュージーランド福祉国家の後退」『週刊社会保障』No.1792, 1994年。

近藤真「ニュージーランドの行財政改革 福祉国家の現実」二宮厚美・自治体問題研究所編『国家改造と自治体リストラ』所収, 自治体研究社, 1997年。

藤井浩司「ニュージーランド: パラドックスと転回」岡沢憲英, 宮本太郎編『比較福祉国家論 揺らぎとオルタナティブ』所収, 法律文化社, 1997年。

仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉10 オーストラリア・ニュージーランド』旬報社, 1998年。

小松隆二・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障2 ニュージーランド・オーストラリア』東京大学出版会, 1999年。

●アジアの「町内会」を再発見する//

アジアの地域住民組織

一町内会・街坊会・RT/RW

吉原直樹著

A5判・328頁 ●5300円

日本の町内会、香港の街坊会、インドネシアのRT/RW、アリサン、PKKに焦点を据え住民組織の構造的特質に迫る。

【本書の内容】

- I 二つの統後のまもり —町内会への一視座—
- II 日本軍政期の香港行政と街区制
- III 街坊会の沿革と存在形態
- IV 香港の政治制度と街坊会の位置 →返還前夜のひとこま—
- V RT/RWの沿革と存在形態
- 補論 RT/RWとアリサン
- VI PKKとグラスルーツの世界
- VII 地域住民組織における共同性と公共性
- VIII ポスト町内会体制と町内会の「再発見」

●空間論的アプローチを模索しつつ都市環境システムを探求

都市社会計画と都市空間

一盛岡市のまちづくりを中心に

橋本和孝・吉原直樹編著

A5判・232頁 ●3800円

【本書の内容】

- 序章..... 橋本和孝
- 盛岡市の都市空間の特徴..... 初澤敏生・中西・吉瀬・大久保武
- 盛岡市の都市行政..... 橋本和孝・大久保武
- 盛岡市の地域住民団体とまちづくり..... 吉原直樹
- 盛岡市の女性団体とまちづくり..... 竹村祥子
- 盛岡市の子どもの都市環境システム..... 竹村祥子
- 盛岡市の高齢者の都市環境システム..... 中西典子
- 高齢者保健福祉政策と地域、市民活動を中心として—
- 終章 都市社会計画の可能性と課題..... 吉原直樹

サンフランシスコ発: 社会変革NPO

岡部一明著

先駆的な事例分析から福祉、保健、高齢者医療・サポートシステムなど住民や利用者が主体となった情報化社会を探究。

二六〇〇円 ●注目の最新刊

地域社会情報のシステム化

斎藤吉雄編著

八三〇〇円

町内会の研究

岩崎信彦・上田惟一・広原盛明・鵜坂学・高木正朗・吉原直樹編

六五〇〇円

伊地知紀子著

生活誌から

韓国・济州島の

生活誌から

四〇〇〇円

五六〇〇円

四〇〇〇円

四〇〇〇円

四〇〇〇円

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 TEL.03-5684-0751
/表示価格は税別 <http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo>